

## 令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

<調査研究報告書タイトル>

新たな在宅支援体制の構築に向けた各種事業の運営基準の策定に関する調査研究

<実施主体名>

株式会社日本総合研究所

(以下、調査研究報告書の概要を記載。)

「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号。以下、「改正児童福祉法」という。）に基づき、子育て世帯に対する包括的な支援のための事業拡充を図るため、新たに子育て世帯訪問支援事業、親子関係形成支援事業、児童育成支援拠点事業の3事業（以下、「家庭支援事業」という。）が創設される。また、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上を図るため、一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業として、新たに妊産婦等生活支援事業が創設される。上記4事業の施行については令和6年4月となるが、令和3年度補正予算安心こども基金を活用し、先駆的に事業に取り組めるようになっている（以下、「基金事業」という。）。円滑な施行にむけては、基金事業および類似事業の実態について、精緻に把握したうえで検討を行うことが求められる。

本事業では、新たな在宅支援体制の構築に向けて上記4事業の基金事業および類似事業に関する実践を調査・分析し、関連する分野の学識委員や自治体委員により構成される検討委員会にて各事業の内容について意見を聴取・とりまとめを行った。具体的には、以下の調査をアンケート調査及び関連ヒアリング調査を実施のうえ、家庭支援事業検討委員会及び妊産婦等生活援助事業検討委員会を開催し、その結果をとりまとめた。

本事業により、上記4事業等の求められる姿を整理することができた。求められる姿では各事業の支援対象者、支援の内容、支援者の要件、利用者負担についてどういったものとするのが望ましいかの方向性が示されており、これにより令和6年度から実施される各事業の内容の大枠を整理することができたと言える。併せて、本事業の中で、基金事業における様々な自治体や団体/事業者の工夫や課題認識等が存在していることも確認出来た。こういった情報は事業実施に向けた自治体等の取り組みの支援が展開されることが期待される。